

# 2016年度ボアソナード記念現代法研究所研究プロジェクトの募集について

2015年10月 ボアソナード記念現代法研究所所長 荒谷 裕子

現代法研究所では、来年度以降の研究プロジェクトを、以下の要領で募集いたします。  
ふるってご応募ください。

## 1. 研究プロジェクトの募集について

ボアソナード記念現代法研究所は、ボアソナード関係資料の収集、並びに都市法、社会法、国際関係、現代法システム論、法史学の5部門による共同研究プロジェクトの推進とその成果の刊行という、二つの柱によって、学内及び学界において存在感を示してきました。

しかしながら、ご存じのように現在研究プロジェクトのための研究資金は、大学から交付される、研究所全体に対して100万円の研究助成金のみです。そのため、資金が必要な場合には、学外の科学研究費等取得すべきこととされました。この点を十分ご理解のうえ、プロジェクトに応募くださいますようお願い申し上げます。

## 2. 研究プロジェクトを組織するメリット

研究資金が当然につくというメリットは確かになくなりましたが、しかし、現代法研究所のプロジェクトとして共同研究を組織していただくことには、依然として以下のようなメリットがあります。

1. 学外の優秀な研究者をも含む研究組織を組織して、現代法研究所の会議スペースの利用、客員研究員(手当あり)や委嘱研究員の採用、機器の使用、事務的なサポートなどの便宜を活用して、本格的な共同研究を行うことができます。
2. 共同研究の成果を『現代法研究所研究叢書』として刊行できるチャンスが与えられます(研究所経費より出版補助あり)。
3. 現代法研究所傘下の研究プロジェクトとして得られる対外的な信用性は、シンポジウムや研究会の開催、フィールド調査などにおいて有効です。

## 3. 応募の要領

1. 添付の様式に記入して、現代法研究所事務室(BT22階)にお届けください。  
締切は、2015年12月18日(金)午後5時とします。
2. 本学専任教員ならだれでも応募できます。法学部教員に限りません。
3. 研究期間は、4年です。3年間の研究の後、4年目に総括として研究叢書の刊行ができます。
4. 研究組織は、本学専任教員を研究代表者とし、他若干名の専任教員をもって、研究組織とします。その他、プロジェクト内に、客員研究員・委嘱研究員(学外の研究者も含むことができる)を置くことができます(その人選は、来年度になってからも可能です)。これらの研究員については、プロジェクト責任者の申請により、運営委員会で審査の上、任命します。なお、研究所の性格上、個人のプロジェクトは認めておりません。
5. 研究テーマは、本研究所の趣旨に添い、上記5部門のいずれかに該当するテーマとしてください。
6. 採否  
2016年度の採用プロジェクト数は、予算状況を加味し、原則として、2件とします。

2016年1月中旬に、運営委員会で審査をし、採否を通知いたします。

7. 科学研究費への応募

現代法研究所の共同研究プロジェクトに応募し、当研究所の所員となった場合、所属した研究員（本学専任教員のみ）全員に、研究4年目の総括年も含む毎年、科研費へ応募することが義務付けられます。（すでに科研費を得ている場合、また、他の科研費に加わっている場合は、この限りではありません）。

以上